



【トイレ修理などの暮らしの緊急サービスのトラブルに注意!】

【事例】

トイレが詰まって水が流れなくなり、インターネットで急いで修理業者を探した。「基本料金680円~」の広告を見つけ、安く直せると思い、業者を呼んだ。圧力ポンプを使って作業したが解消せず、便器を外すことになった。業者から「これはひどい。特殊な機械で高圧洗浄する必要があるため、10万円かかる」と言われ、作業をお願いするしかないと思った。最後に薬剤を流し、詰まりは解消したが、「全部で40万円だ。現金で払うように」と高額な請求をされた。

【アドバイス】

日常生活で突然困りごとができる、インターネットやチラシの広告を見て慌てて業者を呼び、トラブルにあう事例があります。広告の格安料金をうのみにせず、業者を呼ぶ前に作業内容や料金をしっかり確認しましょう。業者の点検を受けた後には、見積書を貰ってよく検討し、納得がいかなければ断りましょう。消費者から業者を呼んで依頼した契約でも、「説明のない作業をされた」「広告の料金とはあまりに大きな違いがあった」などの場合にはクーリング・オフが検討できるので、消費生活センターに相談してください。

また、普段から急な事態に備え、応急処置の方法や、メーカー・施工会社・管理会社などの相談先を確認しておくとよいでしょう。

【問題】

- ①インターネットで見つけたトイレの修理業者に修理を依頼した。事前説明のなかった修理を勝手にされたが、すでに修理が終わっているため、クーリング・オフはできない。

【答え】 ×

消費者から業者を呼んで依頼した契約でも、「説明のない作業をされた」「広告の料金とはあまりに大きな違いがあった」などの場合にはクーリング・オフが検討できます。そのような場合は消費生活センターに相談してください。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は

鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所:鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話:047-445-1246

時間:平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

